

山口県土木工事検査技術基準（案）

1 目的

この技術基準は、別に定めがある場合を除くほか、山口県土木建築部が発注する土木工事（以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

3 工事実施状況の検査

工事実施状況の検査は、契約図書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第 1 に掲げる事項に留意して行うものとする。

4 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第 2 に基づき行うものとする。

ただし、外部からの監察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

5 品質の検査

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第 3 に基づき行うものとする。

ただし、外部からの監察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

6 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、仕上がり面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

附 則

この基準は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約図書 の履行 状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況(他に掲げるものを除く。)
2	工事施工 状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体系図、 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第 2

出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度	
共 一 般 施 工 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	基 礎 工	基準高、根入長、偏心量	構造物の1基又は1目地間当り1箇所以上	
	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高 幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。基準高は下層路盤工のみ実施 厚さは、出来形管理図表及び写真等によるが、必要と認めたときは、掘起しによる
		舗装工	幅、厚さ、横断勾配、平坦性	幅は、200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは、厚さ管理用のコアーによるが、必要と認めたときは、コアー抜取りによる 平坦性は資料検査
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	土 工	基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
河 川	築 堤 護 岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	浚 渫 (川)	基準高、幅、深さ、延長		
	樋 門 ・ 樋 管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造寸法表示箇所の任意部分	
	水 門		函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
海 岸	堤 防 護 岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
	突 堤 ・ 人 工 岬			
	海 域 堤 防			

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
砂 防	砂 防 ダ ム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所任意部分（2箇所以上）
	流 路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	斜 面 対 策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	主たる構造物について100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フ イ ル ダ ム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道 路 改 良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	橋 梁 下 部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所任意部分
	鋼 橋 上 部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上
	ト ン ネ ル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口部を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含め3箇所以上）
下 水 道	シールド工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、仕上り内径、二次覆工厚	基準高、仕上がり内径は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施
	推 進 工 管 渠	基準高、延長、中心線のずれ	基準高は、1施工箇所に2箇所以上 その他は適宜実施

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
下水道	開削工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、幅、高さ	基準高は、1施工箇所につき2箇所以上 その他は適宜実施
	マンホール ポンプ場 週末処理場	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定
港 湾	防波堤、護岸物揚場、岸壁	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫工、置換工	基準高、幅、延長 法勾配	測線、間隔は適宜決定
	捨石工	基準高、幅、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	ケーソン コンクリートブロック	製作形状寸法 基準高、法線の出入、延長	製作形状寸法は、寸法表示箇所の任意部分 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定

備考

- 1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。
- 2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。また、施工延長の測定は各測点間を抜取り測定することにより全延長の測定を省略することができる。

別表第3

品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共 通	材 料	(1)品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	(1)観察又は品質証明書により検査する。 (2)場合により実測する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書等と対比して適切か。 (2)基礎の位置。上部との接続等は適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	土 工	(1)土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 (2)支持力又は密度は設計図書等対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道 路	舗 装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に厚さ管理用に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。